



2007年6月22日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
I D E C 株式会社
代表者役職名 代表取締役会長兼社長
氏 名 船 木 俊 之
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当
氏 名 土 谷 泰 三
T E L (0 6) 6 3 9 8 - 2 5 0 0

**株式会社モリテックスの2007年6月14日付
「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題する葉書の適法性について**

株式会社モリテックス（以下「モリテックス社」といいます。）が、2007年6月14日付で、「『議決権行使書』ご返送のお願い」と題する文書（葉書）（以下「本件文書」といいます。）をモリテックス社の株主様宛てに送付された件につき、当社は、会社法等への違反のおそれがあるという見解を公表するとともに、本件文書に記載の取扱い（以下「本件取扱い」といいます。）に関してモリテックス社に厳重に抗議を申し入れました。当社が懸念しているのは、主に、株主の権利の行使に関し、会社の計算において財産上の利益の供与を行うことを禁じている規定であります。

これに対して、モリテックス社は、2007年6月21日付で、モリテックス社顧問弁護士の意見書を基に適法に進めているとの見解を公表しました。

この点、定足数に満たないことが想定される場合や株主総会の形骸化防止目的として、議決権を行使した株主様を対象に Quo カードを贈呈することは昨年来複数みられることではありません。しかし、これらの事例も、裁判所によりその適法性が確認されたものではありません。

さらに、本件では、定足数確保の要請は一切なく、かつ、モリテックス社と当社との間でそれぞれが提案した議案について、それぞれ議決権行使書面と委任状を勧誘している状況であり、定足数確保や株主総会の形骸化が懸念される場面で会社提案の議案の決議を行う場合とは本質的に状況が異なります。

また、モリテックス社は、当社の厳重な抗議に対し、「顧問弁護士から頂戴した」という意見書を含め法的な根拠・反論は一切示さず、一方的に、法律上問題のある取扱いの是正措置をとることを試みています。

しかしながら、モリテックス社のこのような対応により本件取扱いの問題が解消されるわけではなく、逆に、本件文書に記載された Quo カードの進呈の適法性に関する疑念は深まる一方であるといわざるを得ません。また、本件取扱いの違法性については、最終的には、裁判所によって確認していただく事項だと考えています。もちろん、本件取扱いの適法性が弁護士の意見書により確認されるものではないことはいうまでもありません。

以 上